

# 埼玉県内方線付き点状ブロック整備事業費補助金取扱要領

(平成26年4月21日決裁)

## 1 趣旨

この要領は、内方線付き点状ブロックの整備事業費補助金に係る事務を適切に執行するために、埼玉県内方線付き点状ブロックの整備事業費補助金交付要綱の取扱いについて定める。

## 2 補助対象事業

補助対象事業は、JIS規格対応の内方線付き点状ブロックの整備事業とする。

JIS規格対応の内方線付き点状ブロックの整備事業は、既設の点状ブロックを残し、JIS規格の線状ブロックに準拠した内方線のみを整備することも可能とする。この場合、既設の点状ブロックの形状はJIS規格対応のものとする。

既設のJIS規格対応点状ブロックが整備されている部分について、新規に一体型の内方線付き点状ブロックを敷設する場合、既設のJIS規格対応点状ブロック張り替えにかかる部分については、原則として補助対象としない。

## 3 補助額

補助額の算定に当たり、10万円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## 4 交付申請

補助金の交付申請の際には、要綱第5条の規定に基づき交付申請書(様式第1号)を提出する。要綱第5条第4項の「別に定める書類」については以下のとおりとする。

- ・事業者との負担協定書や補助金交付決定通知書、契約書等の写し
- ・工事費内訳等、事業費の見積資料
- ・概略図面その他補助対象事業の説明資料

なお、補助対象経費が、駅全体の整備事業の中での一部分に相当する場合などは、補助対象部分及び補助対象経費が明確になるように整理をすること。

## 5 変更承認申請

年度の途中で、整備するホーム番号の変更や事業の中止・廃止などの事業内容の変更、補助対象経費の増減、実施時期の変更等が生じた場合には、県に連絡を行うものとする。

また、事業完了時に補助対象経費を精算した際に、交付申請時（またはそれ以後の変更承認申請時）からの補助対象経費の変更が認められた場合には、直に精算結果に基づき、要綱第7条の規定に基づいた変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出するものとする。

変更（中止・廃止）承認申請書の4「添付する書類」については以下のとおりとする。

・変更後の協定書や契約書、工事費見積書・精算書・請求書等の写し等（補助対象経費の変更や事業の中止・廃止の状況が分かるもの。）

## 6 実績報告

事業完了時には要綱第9条の規定に基づき実績報告書（様式第4号）を提出する。実績報告書の6「別に定める書類」については以下のとおりとする。

- ・予算書等（補正後）の写し
- ・協定書・契約書・請求書等の写し
- ・工事費精算書等の写し
- ・概略図面
- ・竣工写真（白黒可）
- ・検査調書等の写し
- ・支出命令書等の写し

なお、補助対象経費が、駅全体の整備事業の中での一部分に相当する場合などは、補助対象部分及び補助対象経費が明確になるように整理すること。

附則

この要領は、平成26年4月21日から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。